

聖ルイ王の司法改革

小 梁 吉 章

はじめに

フランスの 13 世紀は歴史的に特異な時代である。

前世紀に始まったゴシックの大聖堂の建設は各地に広がり、パリ中心部の聖堂 (Sainte Chapelle) には聖地から奪還した聖遺物が収容される。十字軍の東方遠征は繰り返され、さらに南フランスには異端撲滅の十字軍が派遣され、これには封建領主 (seigneurs féodaux) も抵抗できなかつた⁽¹⁾。10 世紀以降、フランス第二王朝カロリングの王の権威は名目に墮し、教皇に対抗すべくもない状況は第三王朝カペの初期も続き、ローマ教会の裁判権は聖職者に対する霊的事項だけでなく、領民の財産をめぐる世俗の争いにも拡大される。ル・ゴフ教授 (1924-2014) は「13 世紀社会では主権者としてもっとも光彩を放ったのは教皇 (monarchie pontifical)」であり、「王といえどもキリスト教徒として違反があれば、教皇はこれを裁いた」と述べている⁽²⁾。

ローマ教会の光彩にかげりが見られるのは 12 世紀後半、フィリップ 2 世 (Philippe II Auguste, 1165-1223, 在位 : 1180-1223) が第七代国王に即位してからである⁽³⁾。「弱体で信心深かった父王ルイ 7 世 (Louis VII, 1120-1180, 在位 : 1137-1179) の治下、社会の規律が失われていたが、フィリップ 2 世の優れた

(1) トゥールーズ伯レモン (Raymond VI de Toulouse, 1156-1222) は初めは異端に寛容であり、十字軍への参加を断るが、教皇インノケンティウス 3 世 (Innocent III, 1160-1216, 在位 : 1198-1216) に破門され、1209 年に教皇に屈服した。

(2) Jacques Le Goff, *Le 13ème siècle L'apogée de la chrétienté (v 1180- v 1330)*, 1968, p. 67.

(3) ル・ゴフ教授も「ルイ 7 世の治下のフランス君主政は影が薄かったが、フィリップ 2 世によって変貌した」としている (Jacques Le Goff, *op. cit.*, note 2, p. 64)。

長期政権の下、ようやくカペ朝の君主権が樹立」される⁽⁴⁾。フィリップ2世は各地封建諸侯の領主領 (la seigneurie) を王領 (le domaine royal) に取り戻し、また諸侯を家臣とすることによって、封建制という分散統治体制から君主による中央集権体制を形成し始める。ローマ教会から王への權威の移行は14世紀前半に明らかになる⁽⁵⁾。

君主中央集権体制の確立は単に王領を拓げるだけでは充分でない。臣民 (sujets) に君主の存在を目の当たりにさせなければならない。王は領地を管轄区 (baillage, sénéchaussée) に分けて、親任官の国王代官 (bailli, sénéchal) を派遣し、行政・司法の執行を委ね、その監督下にプレヴォ (prevôts) を置き、これに裁判手続の事務を執らせ、臣民から税を徴させた。国王代官は行政責任者であると同時に第一審の裁判官であった。1190年にフィリップ2世は「代官は毎月2回、臣民の訴えを聞く機会を設け、裁判を行う」と定めた⁽⁶⁾。

国王代官の裁判の手続規定と実体規定の成文化は、フィリップ2世から2代後のルイ9世 (Louis IX, Saint Louis, 1214-1270, 在位: 1226-1270) の任務となる。

(4) Frédéric-Marie-Denys-Georges Joüon des Longrais, *L'est et l'ouest: Institutions du Japon et de l'occident comparées (six études de sociologies juridique)*, 1958, p.64.

(5) 権力の移行は次の14世紀前半にフィリップ6世が主宰したヴァンセンヌ会議 (L'assemblée de Vincennes de 1329) で、教会裁判権の及ぶ範囲が制限され (拙稿「14世紀フランスの教会判事と世俗裁判所の管轄—1329年ヴァンセンヌ会議の意義—」帝京法学32巻2号(2019年3月)203-222頁)、その後、フランスにはガリカニスム (Gallicanisme) が支配的になる。

(6) フィリップ2世が1190年に第三次十字軍遠征する前に遺した遺言・指示書 (Testament du Roy) にこの規定がある。指示書第1項は「国王代官 (baillis) はプレヴォを通じ、各王領で (dans les Seigneuries du Roy)、知見と名声ある者4人を指名し、そのうち少なくとも2人の賛意を得て、行政にあたること」、第2項に「国王代官は毎月2回、法廷 (assises) を開くこと」、第5項に「国王代官がなんらかの違法行為をした場合、殺人、誘拐、叛逆を除き、王に通知すること」、第6項に「代官はプレヴォの違法行為を王に通知すること」とある (Eusèbe Jacques de Laurière, *Ordonnances des roys de France de la troisième race*, Tome I, 1723, pp. 18-22)。

本稿では 13 世紀中期にルイ 9 世が行った裁判手続と民刑事実体規定の成文化を検討し、この作業における法学者 (les jurisconsultes, les légistes) と托鉢修道会士 (les mendiants) の役割を見ることにする。

1 規範の成文化

(1) 1254 年『風俗改革王令』

フィリップ 2 世の没後、王位に就いたルイ 8 世 (Louis VIII, 1187-1226, 在位: 1223-1226) はわずか 3 年後に赤痢が原因で亡くなり、1226 年 11 月 29 日、ルイ 9 世は弱冠 12 歳で王位を継承した。母の王太后ブラーンシュ・ドゥ・カステイユ (Blanche de Castille, 1188-1252) が摂政となり若年の王を後見し、敬虔と清貧を教え、この摂政は 1243 年ころまで続いた⁽⁷⁾。

後見が解かれた王は 1245 年 10 月に『私闘禁止令』⁽⁸⁾などの王令を発した。当時の社会には暴力があふれていた。ルイ 9 世の同時代人でパリ近郊サン・ドニ修道院ベネディクト会士ギヨーム・ドゥ・ナンジス (Guillaume de Nangis, 1250-1300) は著書の『ルイ 9 世年代記』に当時、大規模な民衆の暴動があったことを伝えている⁽⁹⁾。

同じころルイ 9 世は東方の聖地の混乱を知り、1248 年から 1254 年まで第七次十字軍の先頭に立ち長期の遠征に発った⁽¹⁰⁾。敗退し捕虜となったルイ 9

(7) ルイ 9 世は即位 2 年後の 1228 年に「ラングドックの教会と異端に関する王令」を発した。司教が異端と断罪した者を遅滞なく罰すること (2 項)、異端とされた破門者との取引を禁ずること (7 項)などを規定する。1228 年という年は異端派撲滅十字軍 (la croisade des albigeois) の最終段階である。その 22 年後の 1250 年、教皇イノケンティウス 4 世 (Innocent IV, 1180/90-1254, 在位: 1243-1254) は王太后ブラーンシュにこの王令の礼を述べているが (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, p. 50)、これは摂政が主導したものと推測される。

(8) Ordonance touchant les guerres privées, nommée la quarantaine le Roy (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, p. 56)。この王令は「当事者間で戦闘に入りかねない争い (delict) がある場合、両当事者の親族を含め当日から 40 日間、休戦することを命ず」としている。暴力の支配を脱し、公正適正な裁判による紛争解決を目指している。

世が身代金を払ってパリに戻るのは1254年のことである。この年12月、王は南仏のボケールなどの新任代官に向けて「王国の司法・治安行政を目的とした初の王令」とされる『風俗改革王令』を発した⁽¹¹⁾。この王令は全38項目で構成され、次の序文がある。1723年の王令集⁽¹²⁾から全文を訳すと次の通りである。

「王国の為政者は愛情を持って心底から臣民の平和と安寧を望む。これなくして王に平安はない。王は不正・不実により臣民の安寧と平和を妨げる者に対し憤っており、邪悪を排し、王国を改善するために以下の通り命ず。」

-
- (9) この事件は1251年に、北フランスで暴徒に扇動された数千人の群衆が武器をもって町や村を襲い、聖職者を殺害したというものである。ナンジスは「驚くべき事件が起きた。天使と聖母が現れた、十字架を手に取り、聖地を救え、フランス王を救え、民衆に十字軍に加われ、と数人の盗賊首領が騒ぎ始めた。これは嘘はったりであるが、愚者を焚きつけた……。フランドルとピカルディから始まり、磁石に引き寄せられる鉄のように大声の叫びに村々から多くの下層の民が集まった。フランスに入ると数千人に膨れ、軍隊のように歩んだ」、「この中には強盗や殺人犯が多くいた。町に入ると、斧を振り上げて町民を脅し」、「聖職者は誤りを教え諭したが、民衆はこうした聖職者を殺め」、「摂政の王太后ブラーンシュは聖地の聖ルイに救いを求め」、「群衆がオルレアンに入ると、大学の聖職者と争いになり、多くを殺し、群衆の中にも死人が出た」、「一団がブルジュの町を去ろうとすると、住民は武器を手に群衆を追いかけ、首領と多くの盗賊をなき者にし、その後こうした集団は消え、あるいは処刑された」と書いている (Guillaume de Nangis, *Chronique, Règne de Louis IX (1226-1270)*, pp. 176-178.)。
- (10) このときにはすでにルイ9世は成人に達しており、摂政の後見はなかったが、王太后は遠征計画を強く諫め、民衆も十字軍遠征に辟易とし、王の近習も再考を助言したという (Marie Dejoux, *Les enquêtes de saint Louis: Gouverner et sauver son âme*, 2014, p. 7)。
- (11) 革命前の外務官僚で王党派のモロー (1717-1803) はこの王令を「王国の司法・治安行政を目的とした初の王令」と評価している (Jacob Nicolas Moreau, *Principes de morale, de politique et de droit public, puisés dans l'Histoire de notre Monarchie, ou discours sur l'histoire de France*, Tome 21, 1789, pp. 86-90)。
- (12) *Ordonnance pour la reformation des moeurs dans le Languedoc & le Languedoil* (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, pp. 65-75) .

- 1 項：ボケールとカオール (de Beaucaire & de Cahörs) 管轄区 (baillage) の代官 (sénéchal) 等の役人は次の通り誓約をしなければならない。代官等に違反があれば王が罰する。
- 2 項：前記管轄区の代官は、ひとを差別せず、慣習および認められた慣行により裁判する。
- 3 項：代官等は個人の権利を損なうことなく、良心に基づき王の権利を守る。
- 4 項：代官等は 1 週間に 10 スーの金額を超えない飲食物以外の贈答を受けてはならない。
その妻子も受けてはならず、妻子が受け取ったことを知った場合は返却する。
- 5 項：代官等の間で、また管轄区に居住し、代官等に裁判が係属している者から、20 リーヴルを超える額を借りてはならず、債権者が猶予しても借入日から 2 カ月以内に返済しなければならない。
- 6 項：代官等は王顧問に贈答をしてはならず、代官等とその妻子・奉公人の所業につき報告を命ずる者、また報告者にも贈答してはならない。
- 7 項：代官等は代官の下役の公職売買・入札や税および貨幣で利益を得てはならない。
- 8 項：代官等はその下役が職権を濫用し、不当に税を徴し、利付貸付をしたおそれがあり、破廉恥な生活をする等があれば、保護することなく、正さなければならない。
- 9 項：各地裁判官・下級裁判官 (les Juges & ses Vigiens) は、代官及びその親族と奉公人に贈答してはならず、本王令の条項を遵守しなければならない。
- 10 項：代官を代理する下級裁判官は本王令が定める誓約をした後でなければ執務することはできない。
- 11 項：この誓約は、王の前で行っていても任務地で公式に行う。

- 12 項：代官とその下役およびボケールとカオール管轄区で王から給与 (gages) を受ける者は、神と聖母および聖人の名誉を貶める発言をしてはならず、賭博、チェス、私通および居酒屋通いをしてはならない。
- 13 項：代官は任期中、管轄区の不動産を直接または間接的に、王の許可なく購入してはならない。取得しても、売買は無効であり、王が不動産を没収する。
- 14 項：代官の任期中、管轄区の婦女子を自分や親族あるいは奉公人の妻または奉公人にしたり、親族を修道院に入れ、聖職録 (benefices) を得てはならない。
- 15 項：代官等は王の許可なく宗教施設や近隣施設から、贈答や食事の饗応を受けてはならない。
- 16 項：代官に資金借入れや婦女子の婚姻を禁じるが、徴税役人 (prevosts) 等の下役には適用しない。
- 17 項：代官は、判決の執行の役吏 (Bedeaux, ou Sergens) を有し、任地で公的に指名されなければ役吏になることはできない。
- 18 項：遠隔地に出張する役吏は、上司の命令がなければ、権限はない。権限なしになんらかの執行をした場合は、代官が罰する。
- 19 項：代官等は、王に対する債務でなければ、債務者を逮捕してはならない。
- 20 項：代官等は、重大犯罪を除き、被疑者が自認も自白もせず、十分な証拠 (des preuves suffisantes) もなく、強力な推定も効かなければ、裁判で主張できる者を留置することはできない。
- 21 項：ボケールとカオール管轄区では刑事事件で調査が慣行なので、犯罪被疑者が要求すれば調査を告知する。
- 22 項：唯一の証人の証言だけに基づいて、貧しいが評判の良い者 (de bonne renommée) を拷問してはならない。
- 23 項：代官は、犯罪者が支払いを命じられなければ、または金銭罰に相当

する場合にこれを求められていなければ、犯罪に対して罰金を課してはならず、裁判官、代官は罰金を出させるために人を脅し、告発してはならない。

24 項：王の代官の下役の公職を買おうとする者は他人に転売してはならない。複数の買手がいても、裁判を行ない、騎馬視察特権を有し、税などの公的負担が免除される者は一人に限る。代官は、その職を子弟や兄弟に売ってはならない。買った者はその管轄区では支払いを行ってはならない。

25 項：代官等は普段行うべき場所で執務する。

26 項：代官等は、原因を知らずにまたは王の特別の命令なく、相続財産の所有を奪い、差し押さえてはならず、また課税してはならない。金銭目的で騎馬視察を命じてはならず必要な場合に限る。勤労奉仕を望む者に金銭の支払いを強制することはできない。

27 項：代官等は必要かつ有識者の助言がある場合にのみ、域外への小麦と葡萄酒の輸送を禁じることができ、また助言なしに取り消すことはできない。

28 項：サラセン人がキリスト教徒と戦闘状態にある限り、武器、生活必需品、その他商品を与えてはならず、休戦にならない限り、王の許可なく、敵に対してその他の物品を貸してはならない。

29 項：今後、訴えを提起し、提起される当事者は、訴訟物の価値の 10 分の一相当を払う。訴えられた債務者が債務を否定しなければ、一定の日に、この支払いを命じられ、罰金はないが、払わなければ債権者はその財産を差し押さえる。

30 項：宣誓後、判決を否定したり、反対の事実が証明されたと主張しても、控訴することができない。

31 項：代官の任務の終了後に代官に対する訴えがあった場合、王の特任官の前で主張するために、50 日間その職にとどまり、あるいは代理人

(*Procureur suffisant*) に依頼する。

- 32 項：利付貸付、流聖、ユダヤ人妖術 (*sortilege*) と焚書に関する王令は執行される。
- 33 項：1230 年 12 月のムラン王令 (ユダヤ人と利付貸付に関する王令) は執行される。
- 34 項：売春婦 (*les femmes publiques*) は都市、農村から追放され、承知の上で家を貸与した者はこれを失う。
- 35 項：何人も博奕、チェスをしてはならない。これを教えてはならず、行えば罰せられる。
- 36 項：居酒屋 (*des tavernes et des cabarets*) は通行人、旅行者しか泊めることはできない。
- 37 項：王領地では、王への奉仕でなければ、所有者の同意なくその馬に騎乗してはならず、同意ある場合も、代官等の権限でのみ馬に乗ることができは、商人、旅人、貧民の馬を使ってはならない。
- 38 項：王の明示の命令がなければ聖職者の馬を取ってはならない。

国王代官は担当管轄区の最高権力者であり、王の目が充分に行き届かなければ、収賄や不当裁判を行い、蓄財を図るおそれがあり、下級官吏がこれをまねることもある⁽¹³⁾。すでに 12 世紀末、フィリップ 2 世はこれを懸念し、各地に尋問官 (*enquêteurs*) を派遣して、臣民から直接不平・不満を聞き取らせていた⁽¹⁴⁾。その後も不正は止まらず、南仏の古文書を分析したアンドレ＝ロベール研究員 (1884-1913) は、ボケール管轄区代官ダティ (*Pierre d'Athies*, 在任：1239-1241) が「私利を図り、言うを憚る情欲に溺れて権力を振りかざ

(13) オリヴィエ＝マルタン教授 (1879-1952) は国王代官は「よきを為すために広汎な力を有していたのであるが、しかし、悪しきを為すためにそれを乱用もしえた」としている (オリヴィエ＝マルタン (埴浩訳) 『フランス法制史』(創文社、1986) 349 頁 (Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la révolution*, 1948, no 173))。

し、臣民はその淫乱、残虐、不正と強欲を訴えた」と報告している⁽¹⁵⁾。

『風俗改革王令』の発布に先立ち、ルイ 9 世はフィリップ 2 世の先例に倣って、市井実態調査のために、1247 年 1 月、モー、トロワ、オセールとネヴェールの四か所に尋問官 (enquêteurs) 4 人を派遣した。1247 年 1 月の最初の尋問官はフランシスコ会士とドミニコ会士がそれぞれ二人ずつで 4 人全員が托鉢修道会士 (les mendiants) である。この年の 8 月 25 日、ルイ 9 世はあとを王太后ブラーンシュに託して⁽¹⁶⁾、王は遠征に発った。1254 年にパリに戻った後もボケール、カルカッソヌに派遣し、1255 年にはパリ市内、アミアン、ランス (Reims)、ヴェルマンドアなどに派遣し、これは 1269 年まで続けられた。

『風俗改革王令』は、尋問官の市井実態調査に基づいた司法行政改革指令である。

このルイ 9 世の市井実態調査について分析したドゥジュー助教授 (1981-) は「最初の尋問官の任務は、ルイ 9 世とその前任の王に対する苦情を聴取し、これを書面で集め、所定の尋問方式によってこれを確認すること」とし、尋問官はただ調査するだけであり、問題の解決は裁判所の権限であり、尋問官は「国王代官、プレヴォ、林務役 (forestier, 河湖森林の監督役)、下役 (sergens) およびその家族による不正行為、不当徴税等の全ての不当行為に関する不平・

(14) ドゥジュー助教授はかつてカロリング朝の時代に国王巡察士 (missi dominici) が市井の実態調査にあっていたが、カペ朝に入るとノルマンディ、アンジュー地方を除いて忘れられていたところをフィリップ 2 世が 1190 年以降、尋問官 (enquêteur) として始めたとしている (Marie Dejoux, *Gouverner par l'enquête en France, de Philippe Auguste aux derniers Capétiens*, *FHS*, 37/2, 2014)。

(15) Robert André-Michel, *L'administration royale dans la sénéchaussée de Beaucaire au temps de saint Louis*, 1910, p. 37.

(16) ルイ 9 世は王太后ブラーンシュに王が不在中の権限移譲書を出している (Letres par lesquelles le Roy laisse à la Reyne sa Mere, la Regence de son Royaume) (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, p. 60)。

不満を聴き取った」とし、王に対する不平も多かったと述べている。1248年にピカルデー・ラオンに派遣された尋問官には地方領主の相続にあたって課された税への不服が申し立てられ、ヴェルマンドアに派遣された尋問官は官吏の不当徴税とユダヤ人の高利貸し (usure) への不平を聞き取った。不満は王にも向けられ、たとえば1247年にアラスに派遣された尋問官は、先々代フィリップ2世による1213-1214年のイングランド遠征や先代ルイ8世(Louis VIII, 1187-1226, 在位: 1223-1226)の王太子時代の遠征の人的物的負担への不満を聞かされ、商人からは役人による商品の不当没収を、また貴族や富裕民からは捕虜扱いになった場合の身代金 (rançon) について、さらに領地や教会が荒廃していることなど不満が伝えられ、「これらの補償にはサント・シャペルの建設費用の2倍の約8万リーヴルが必要」となるほどであったという。ノルマンディーに派遣された尋問官にはフィリップ2世が行ったイングランド軍との戦闘に備えた要塞建設の負担などが取り上げられた。ドゥジュー助教授は、尋問官の古文書を整理して、調査先の地方ごとに不平対象 (王、代官、下級役人、その他) の割合、尋問官に不平を届けた者の構成について詳細な分析を提示している。不平を届けた者は男女を問わず、また聖職者も世俗人も不平を訴え、世俗人も富裕民、職人、商人を問わない。また市井実態調査には「対審的」(contradictoire) な手続きがとられたとしている⁽¹⁷⁾。すなわち臣民が不平不満を訴える (petitio) と尋問官がその事実を確認するために、尋問官が関係者を呼び出して (citation) 証言を集め、非難された官吏が呼び出され反論をするという展開で、代訴人を介することもでき、当時の裁判手続に準じており、この調査では証拠 (preuves) が重要であった。

国立図書館カロール・バレ上級司書 (1910-1993) はこの王令が「不正を抑えるもの、『王の慰安は臣民の平和と安心』でありこれを保証するものとして、臣民が歓迎した」と評し、この王令の起案にはジャン・ドゥ・メゾン (Jean

(17) Marie Dejoux, *op. cit.*, note 10, pp. 76-79,86-93, 219-272.

de Maisons) とギ・フコア (Gui Foucois) がかわっていると推定している⁽¹⁸⁾。

この王令から 2 年後 1256 年にもルイ 9 世は全王領に向けた『公用王令』⁽¹⁹⁾を発しているが、内容に大きく異なるところはない⁽²⁰⁾。さらに 1257 年 1 月には 1245 年の『私闘禁令』を再び発した。ルイ 9 世は後見を受けていた 1230 年 12 月に『ムラン王令』としてユダヤ人の新規融資取引の禁止、既存債務の三年分割弁済、キリスト教徒による利貸の禁止を定めていたところ、『風俗改革王令』33 項はこの王令の遵守を命じ、さらに 1257 年ころに再び、利貸禁令を出している。『風俗改革王令』の精神はその後踏襲され、ルイ 9 世から 2 代後フィリップ 4 世 (Philippe IV, 1268-1314, 在位: 1285-1314) は 1303 年に『王国効用改革王令』(Ordonance pour le bien, l'utilité & la reformation du Royaume) を出した⁽²¹⁾。

(2) 『友への助言集』

これはピエール・ドゥ・フォンテヌ (Pierre de Fontaine, Petrus Fontanus, ?-1267?)⁽²²⁾が編纂した裁判手続に関する提要である。本書には『友への助言集』(le conseil que Pierre De Fontaines donna à son amy) あるいは『古来フランス判

(18) カルロ＝バレ司書は、ドゥ・メゾンについて、騎士でありノルマンディの代官 (1235-1246) を務め、第七次十字軍に従軍し、もう一人のギ・フコアについては法学教育を修めたとしている (Louis Carolus-Barré, *La Grande Ordonnance de Réformation de 1254*. In: *Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 117^e année, N. 1, 1973. pp. 181-186)。フコアは後に教皇に即位している。

(19) *Ordonance pour l'utilité du Royaume* (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, pp. 77-81) .

(20) 1254 年王令も 1256 年王令もその第 1 項はいずれも国王の役人に王令の遵守を誓約 (serment) させる規定であるが、1254 年王令は「ボケールとカオール (de Beaucaire et de Cahors) の国王代官その他役人は」と始まり、1256 年王令は「国王代官およびその他役人は」としている。南仏ラングドック地方のボケールとカオールは 13 世紀前半に王領になり、ルイ 9 世は 1254 年王令でとくにその地の代官に宛て、1256 年王令はこれを全土に向けたと考える。

例提要』(traité de l'ancienne jurisprudence française) という標題が付されているが、編著者が付したものかどうか分からない。またその成立年について

-
- (21) フィリップ4世の『王国効用改革王令』は62項目に増え、さらに詳細に官吏の遵守すべき事項を列挙している。その第4項は「本王令の規定は公領、伯領、諸侯領において執行される。王はよき慣行を回復し、非行を一掃するため、過去からの慣習法を調べ、ルイ9世の時代の適用について調べる目的で代官の管轄区に尋問官を派遣する」と規定しており、フィリップ4世もルイ9世に倣って市井実態調査を行ったようである。1303年王令では裁判手続規定がより詳細になっており、第22項は「国王代官、下級裁判官(viguiers)、諸侯、裁判官その他裁判の関係者はみずから職務を行わなければならない。必要な場合以外には代理人、代行官(des substitués, ou des Lieutemans)に委ねてはならない。職務を控えざるを得ないならば、弁護士や事案担当者ではなく、当該地方の者で、賢く知識がある者を代理にすることができる。代理はその職務を果たす」、第24項は「都市富裕市民に関する王令(ordonnance touchant les bourgeois)を執行し、遵守する。王の役人、領主と都市富裕民の間に争いがあるなら、義務を負うものによって仮占有(la recreance)が行われ、真偽を調べた後、事案は慣習法によって(suivant le Droit & les Coutumes)判断される」、第25項は「王の役人(les Officiers royaux)は、裁判権を損なって聖職者と諸侯の管轄権の及ぶ事案を引き受けてはならず、管轄があるときしか担当することはできない」、第38項は「国王代官と下級裁判官は、当事者の身分を考慮せず、大小の事案を正義に則って裁く」と規定する(Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, pp. 354-368)。官吏の収賄禁止はルイ9世王令と同じであるが、1303年王令は代官やその下級役人に王顧問官など上司への贈賄も禁じている。
- (22) 17世紀の歴史家ドゥ・カンジュ侯(1610-1688)は、編者ピエール・ドゥ・フォンテヌの一族について、パリの北に位置するヴェルマンドア地方の令名の高い貴族であるとし、先代には地域の教会に寄進した者も多く、12世紀後半にサン・カンタン近郊の村の名をとってドゥ・フォンテヌを名乗ったとしている(Charles du Fresne, sieur du Cange, *Histoire de S. Louys IX du nom Roy de France*, 1668, Partie III, préface)。またドゥリル博士(1826-1910)は、ピエール・ドゥ・フォンテヌを「名高い法学者(le célèbre juriconsulte)」であり、1244年にポントワーズ滞在中の王に仕え、1251年にサン・トメールのプレヴォとなり、1253年にはヴェルマンドア代官であったが、同年11月に退任し、1255年には王に仕えて何件かの事案を処理し、1258年には王の顧問官(conseil du roi)、特別な裁判権である王宮掌請部(Requête de l'hostel)を務めたとし、1260年6月6日のボヴェジの財務文書にこの名があるとしている(Léopold Delisle, *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, Tome 24, Première partie, 1906, pp. 68-69)。

1253 年とする説と 1254 年から 1259 年の間とする説があり⁽²³⁾、編纂を命じた者についても、ルイ 9 世説と王太后ブラーンシュ説がある⁽²⁴⁾。

これは全体で 35 章で構成され、上記の王令が簡略に指示するだけであるの

(23) ドゥ・カンジュ侯は、1253 年頃の成立としている (Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, préface)。一方、『助言集』の第 1 項に「戦闘が停止されている間に」とあることからマルニエ弁護士 (1786-1861) は、これが第七次十字軍 (1248-1254) と第八次十字軍 (1270) の間に書かれたと推定し (Ange-Ignace Marnier, *Le conseil de Pierre de Fontaine ou traité de l'ancienne jurisprudence française*, nouvelle éd., 1846, p. 3)、エスマン教授 (1848-1913) はマルニエ弁護士の推定に賛成している (Adhémar Esmein, *Cour élémentaire d'histoire du droit français, à l'usage des étudiants de première année*, 1898, p. 724)。

(24) 『助言集』の第 1 章の「陛下」とはだれかについて、ルイ 9 世とする意見と母王太后ブラーンシュとする説がある。前者であれば、本書はルイ 9 世の後継者、後のフィリップ 3 世 (Philippe III, 1245-1285, 在位: 1270-1285) のために書かれたことになり、後者であればルイ 9 世のために書かれたことになる。前者の意見として古くはアカデミーのブニョ会員 (1797-1865) が『[(十字軍の) 戦闘停止の間に]』、ルイ 9 世は後継者となる王太子フィリップにローマ法と各地慣習法の知識を得させるため、「元ヴェルマンドアの代官ドゥ・フォンテヌに編集を命じた」としている (Auguste-Arthur Beugnot, *Les coutumes du Beauvoisis*, Tome 1, 1842, p. X)。エスマン教授は「筆者が第 1 章に書いたとおり、君主 (聖ルイに間違いのない) の求めに応じて、その後継者の王太子の教育用に編纂された」としている (Adhémar Esmein, *op. cit.*, note 23, pp. 723-724)。歴史学者ファヴィエ教授 (1932-2014) も 1255 年頃に次代の王フィリップ 3 世への教育用に本書をまとめたとしている (Jean Favier, *Dictionnaire de la France médiévale*, 1993, p. 425)。後者の意見として、ある著述家は 1841 年に「ブラーンシュ女王の庇護のもと、ピエール・ドゥ・フォンテヌにより 1252 年に発刊された『フランス古来判例集』(本書のこと)」と書き (Mlle Vauvilliers, *Histoire de Blanche de Castille, reine des Français*, Tome 1, 1841 p. 509)、同時期にマルニエ弁護士は「ブラーンシュ女王に献じられた『友への助言集』」書き (Ange-Ignace Marnier, *op. cit.*, note 23, Introduction p. III)、さらにコレージュのドゥ・ラブレイエ教授 (1811-1883) は、パリ高等法院ドゥ・トゥ裁判長 (1553-1617) がブラーンシュの命令と書いたことを挙げている (Édouard René Lefebvre de Laboulaye, *Le conseil de Pierre de Fontaines*, in: *Revue bibliographique et critique de droit français et étranger*, Vol. 1-1, 1853, p. 26)。1240 年代には王太后ブラーンシュの摂政職は終わり、王太后自身 1252 年に亡くなっていることから、王太后が求めたとは考えにくいのではなかろうか。

とは対照的に、裁判手続規則を詳細に述べている⁽²⁵⁾。第1章で本書の編集経緯が書かれている。

「陛下はしきりに望まれ、お求めになられました。しかしご要請にお応えするには、神のご加護なしには、貧弱な者には陛下のご希望に沿うことは到底ありません。陛下のご支援がなくても同じです。畏れ多き陛下のご心情に鑑み、蛮勇を振るって、神のご加護を得てお望みのことを書き記し、先王が述べられたことをお望みに従い殿下へのご進言と致します。・・・陛下はつねにご子息王太子を思いやり、善良な風俗 (*bones meurs*) の原理と堅固な信仰 (*ferme creanche*) をお望みになり、王太子をご自身の後継者として、臣民に法を行うこととともに王国に法と慣習法、裁判所の慣行に則った統治を望まれ、地方と世俗裁判所の慣行と慣習法に従って書くようにお望みになられました。・・・ここにヴェルマンドアの風習と慣習とその他世俗裁判 (*les us et les costumes de Vermendois et d'autres corz laies*) に基づき記しました」

第2章では君主の心得として神への敬意 (*cremor de Dieu*)、自制心 (*costivement de toi*)、家臣の善導 (*chastiment de tes sergans*)、臣民への労り (*amor et défendement de tes sougiez*) の四項目を挙げている。第3章から第35章まで裁判所の実務を基礎にした裁判手続の詳細である。第3章は訴訟の呼出し (*des semonces et des ajornemens*)、第4章は裁判への欠席 (*contremanz*)、第5章は裁判での宣誓 (*serments*)、第6章で再び裁判への欠席、第7章から9章は訴訟提起の担保 (*plégerie, cautionnement*)、第10章は裁判欠席の場合の罰金 (*amendes*)、第11章は代証人・弁護士 (*amparliers ou avocats*) を説明している。第12章は訴えにあたって請求 (*claim ou demande*) を明確にすることを求め、

(25) ドゥ・カンジュ侯の編著書では84頁 (Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, Partie III, pp. 77-160)、マルニエ弁護士の編著書では詳細な註釈が付されて、471頁に及ぶ (Ange-Ignace Marnier, *op. cit.*, note 23, pp. 1-471)。

第 13 章は開廷日 (du jour de conseil)、第 14 章は未成年者 (15 歳未満、meins de xv ans)⁽²⁶⁾ とその権利を説明し、第 15 章では正当な主張 (covenant) を求め、第 16 章は判決の詐欺的取得 (tricherie, dol, fraude) を述べている。第 17 章は 13 世紀半ばという時代に固有な項目で十字軍遠征のため異国に滞在する場合 (despaissié) を述べている。第 18 章は判決回避のための譲渡 (de alienatione iudicii mutandi causa)、第 19 章は仲裁手続、第 20 章は宿屋 (des tavernier et des hosteliers) に預けられた物品の処分である。第 21 章ではきわめて詳細に判決 (jugements) を説明し、「判決を為すべき紛争すべてにおいて、裁判官は正しく行い、正しい判断をすることを求める」としている。第 22 章は誤判 (fausser le jugement) とその更正について、第 23 章と第 28 章は普通裁判籍、裁判権 (jurisdiction ou competence)、第 24 章は複数事案 (plusors quereles)、民刑事事案の混在の扱い、第 25 章は訴訟の開始 (plez est entamez)、第 26 章は補償限度を超えた訴え、第 27 章は祝祭日など提訴できない場合を述べ、第 29 章は原告被告各当事者が主張すべき事項、第 30 章は孤児、寡婦など弱者に対する敗訴判決の可否、第 31 章は、刑事事件の裁判権、第 32 章は強制執行の権限を記し、第 33 章は遺言と法規範雄関係、第 34 章は父の子に対する贈与、最終の第 35 章は善意と悪意の区別について述べている。

13 世紀半ばには、法規範のなかに裁判手続に関する規定と法律関係の実体に関する規定があることは理解されていた⁽²⁷⁾。慣習法の編纂としてはクレルモン管轄区代官フィリップ・ドゥ・ボマノワール (Philippe de Remi, sieur de Beaumanoir, 1250?-1296) による『ボヴェジ慣習法』 (Li livres des coutumes et des usages de Beauvoisins)⁽²⁸⁾ がよく知られているが、『友への助言集』はそれ

(26) ボマノワールの『ボヴェジ慣習法』は、男子の成年を 15 歳としている (Philippe de Beaumanoir, *Coutumes de Beauvaisis*, éd par Amédée Salmon (1857-1920), Tome I, 1899, p.251)。

(27) Frank Ronald Powell Akehurst, *The Etablissements de Saint Louis Thirteenth-Century Law Texts from Tours, Orléans, and Paris*, 1996, introduction xxv.

より 30 年近く前に成立した。『ボヴェジ慣習法』には『助言集』や編者ドゥ・フォンテヌへの言及はないようであるが、『ボヴェジ慣習法』の序文(prologues)には同書編纂の経緯⁽²⁹⁾と君主の会得すべき徳が記され、第 2 章は呼出し(semences)、第 3 章は欠席(essoines et contremans)、第 4 章は代証人・代理人(procureurs)、第 5 章は弁護士(avocats)など、ドゥ・フォンテヌの編著と同様に裁判手続に関する規定が列挙されている。ボマノワールは 1279 年 5 月から 1283 年 5 月までの代官の任期 3 年をヴェルマンドアに近いボヴェジ・クレルモンの代官(bailli de Clérmont en Beauvaisis)を務めており、ボマノワールがデュ・フォンテヌの編書を参照しなかったとは考え難い。

本書『友への助言集』は古くから議論の対象になってきた。編者ピエール・ドゥ・フォンテヌについては法学者として後述することとし、本書自体の評価を述べる。

ドゥ・ラブレイエ教授は、ボマノワールの『ボヴェジ慣習法』が「独創的著作であるのに対して、ドゥ・フォンテヌの『友への助言集』は単なる寄せ集めであり、実のところ、ローマ法にシャンパーニュ・ノルマンディー・ピカルディ・アルトワ各地方の慣習の断片を集めただけで、ローマ法についても、表面的に順序・文面共、ローマ法典の全書から拝借したもの」と手厳しいが⁽³⁰⁾、一般には『助言集』に先駆的な意味を見出す意見が多い。

古くは 15 世紀イングランドのトマス・リトルトン(1407?-1481)はルイ 9 世以前の「カペ朝の初期には法が恣意的に解釈されて、法が曖昧になっていたので、王は法の再構成を望み、ローマ法に頼らざるを得ず、古来の判例と

(28) Philippe de Beaumanoir, *Coutumes de Beauvaisis*, éd par Amédée Salmon (1857-1920), Tome I et II, 1899-1900. 和訳に埴浩『ボマノワール「ボヴェジ慣習法書」』(信山社、1992 年)、英訳に Frank Ronald Powell Akehurst, *The Coutumes de Beauvaisis of Philippe de Beaumanoir*, 1992 がある。

(29) ボマノワールの『ボヴェジ慣習法』は、ルイ 9 世の子クレルモン伯ロベール(Robert de France comte de Clermont, 1256-1317)の求めに応じて編纂された。

(30) Édouard René Lefebvre de Laboulaye, *op. cit.*, note 24, pp. 25-29.

ローマ法格言を融合させた」とし、「ドゥ・フォンテヌは実務の最初の記述者であり、ローマ法を活用し、フランスの判例とルイ 9 世の王令とローマ法の格言を融合した」としている⁽³¹⁾。16 世紀の官吏シャロンダス (1534-1613) はこの『助言集』が「ローマ法とフランス慣習法を編集し、古来の慣習法をフランス古語で記述した最初の著作である」⁽³²⁾ とし、またドゥ・カンジュ侯はこの書が「若き王子 (un jeune Gentilhomme) が財産を守り、家族を守り、正義を配分する (la distribution de la justice) という王の役目を果たすため、フランスが継受したローマ法学を習得しその裁判手続を遵守するために」、
「ローマ法と編者自身の出身地であるヴェルマンドア管轄区の慣行を適用し、初めてフランスの裁判手続を書くという試みをしたもの」で、「フランスの古来の判例に基づく」と書いている⁽³³⁾。モンテスキュー (Charles Louis de Secondat, 1689-1755) はその著書『法の精神』で「デフォンテヌ (Desfontaine と表記) は裁判実務について記述した最初の編者であり、ローマ法を駆使し、

(31) David Houard, *Anciennes loix des françois conservées dans les coutumes angloises receüeues par Thomas Littleton*, Tome 1, 1766, xxxj, Xlvij.

(32) シャロンダスは 16 世紀のボヴェジ・クレルモン区の官吏で、著書『フランス法典』の「共同体と法の制定の真の理由と司法が主権の書たる任務であること」の第 2 章でフランス古語で法を記述した最初の例はカペ朝第 4 代のフィリップ 1 世 (Philippe 1er, 1052-1108, 在位: 1060-1108) の時代にヴェルマンドアのサン・カンタン修道院長でボヴェジ司教 (1063-1085) の Guido または Gui なる者の無題の著書を挙げ、これに「最初の例」(por que nus nen prist devant moy onques ceste chose dont ie aye essamplaire) あると紹介し、次に「ルイ 9 世の時代に法院審理部長ピエール・フォンテヌなる者が『公正なる司法のための教書』(Li Livres la reigne et enseigne droict a faire & a tenir justice tres especiaument) と題して編集した」と書いている (Loys Charondas Le Caron, *Pandectes ou digestes du droit françois*, 1593, pp. 13)。フィリップ 1 世時代の書は 1084 年にボヴェジ司教ギー (évêque Guy de Beauvais) がサン・ヴァスト (Saint Vaast) の修道僧にアンジクール (Angicourt) の祭壇の所有を認めた例を指すと思われるが、そうであるとするとギーの書は体系的な法律書ではないので、『助言集』が最初の古語の法律書であるところを覆すものではないと思われる。

(33) Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, Partie III, préface.

その編纂した著書はフランスの古来の判例と聖ルイの王令、ローマ法の一
 の結果である」と評し⁽³⁴⁾、同じころパリ高等法院予審部長エノー (Charles-
 Jean-François Hénault d'Armourézan, 1685-1770) の著書もドゥ・フォンテヌを評
 して「フランス法の最古の法学者 (jurisconsulte)」と書いている⁽³⁵⁾。19世紀
 半ばマルニエ弁護士は「ドゥ・フォンテヌがボマノワールほどローマ法を活
 用しなかったことに疑問の余地はないが、古文書からはこの『助言集』が中
 世によく参照されたことは確かである。ボマノワールは古来の慣行に固執し、
 裁判決闘を認めている、あるいは少なくともこれを批難してはおらず、規範
 をまとめるのに終始している。一方、ドゥ・フォンテヌは、当人はいざ知らず、
 裁判決闘を批難し、抑圧に努めている。ひとはボマノワールの編著のほうが
 優れているといい、たしかにそうであろうが、ドゥ・フォンテヌの書はボマ
 ノワールに先行しており、ボマノワール自身、ドゥ・フォンテヌの書を見て
 いると思われ、同じ事項を同じ文言で説明している」と書いている⁽³⁶⁾。19世
 紀前半に夭折した法制史家アンリ・クリムラト博士 (1807-1837) は遺稿のな
 かで「フランス最古の慣習法の編纂 (coutumiers) は13世紀のピエール・ドゥ・
 フォンテヌの助言集、聖ルイ法令集、ボマノワールのボヴェジ慣習法、ノル
 マンディー慣習法、サンリス古慣習法」であり、そのうち「ドゥ・フォンテ
 ヌはフランスの慣習法規則にローマ法規定を混在させているが、その間で選
 択し、適用可能なものだけを提示しており、時代の慣行のなかで合うもの、
 合わないものを分けることに注意している」としている⁽³⁷⁾。『友への助言集』
 に少し遅れて1259年に『裁判と訴訟に関する書』⁽³⁸⁾ が出されている。

(34) Montesquieu, *De l'esprit des lois*, 1758, Livre XXVIII (de l'origine et des révolutions des lois civiles chez les Français), Chapitre XXXVIII (Comment les établissements de Saint Louis tombèrent dans l'oubli, continuation) .

(35) Charles-Jean-François Hénault d'Armourézan, *Nouvel abrégé chronologique de l'histoire de France*, nouvelle éd., 1768, p. 189.

(36) Ange-Ignace Marnier, *op. cit.*, note 23, introduction, xx.

(3) 『聖ルイ法令集』

『風俗改革王令』と『友への助言集』の編集から十数年後の 1274 年頃『聖ルイ法令集』 *Établissement de Saint Louis* ⁽³⁹⁾ が登場した。第 1 編の冒頭に次の序文がある。

(37) クリムラト博士は「中世の法規範の第一の主要な源泉は慣習であった。当時の事情、すなわち暴力と私闘 (*des violences et des guerres privés*) が支配した時代に明らかに矛盾するようであるが、所有・占有 (*la possession*) と長年の慣行に根差した法規範の遵守と占有・所有侵害行為 (*nouvelleté*) への恐怖が他のいかなる時代にも増して強かった。相当長い間、反対や妨害を受けることなく (*sans contradiction ni empêchement*)、一定の行為による占有・所有を享受するとその行使は権利 (*son droit*) と見なされた。こうした地域で一定の階層の人々の間で長く慣行となり、慣習となって、これが証拠 (*faisant foi*) とされた。この慣習法はある日、特定の成文法によって設けられたのではなく、繰り返しによっていつの間にか形成された。これが社会構成員の共通の需要に応え、対立する利害を簡単に公平に折り合わせるものとして繰り替えされ、「成文法と異なり、慣習は未来を先取りすることも、予測することも、さらには変化を続ける状況にも対応できなかった。あらたな社会関係があたらしい判断を求め」、他方では「既存の慣習は強力で敵意に満ちた侵害にも対処しなければならず」、「中世には二義的ではあるが、さまざまな法規範として重要であるいはそれを補充する源泉があった。これらの源泉は文面と日付が明確な行為であるから注目に値し、その存在や成立を跡付けることができる」として、判例のほか社会集団の規則を挙げ、中世のフランス法は成文化されたものだけではないとした (Henri Klimrath, *Mémoire sur les monuments inédits de l'histoire du droit français au moyen âge*, in: *Travaux sur l'histoire du droit français*, Tome II, 1843, pp. 1, 5, 14, 38)。

(38) 『裁判と訴訟に関する書』 (*Li livres de justice et de plet*, *Collection de documents inédits sur l'histoire de France*, Première série, histoire politique, 1850) について、エスマン教授は、ドウ・フォンテヌが学んだオルレアン法学校 (*l'école du droit d'Orléans*) の関係者によるものと推測し、またボマノワールの『ボヴェジ慣習法』の編纂に先立って編集された慣習法に関する成文法の法律書として、本稿で取り上げるドウ・フォンテヌの『助言集』、『聖ルイ法令集』とこの『裁判および訴訟に関する書』を挙げている (Adhémar Esmein, *op. cit.*, note 23, pp. 722-726)。

(39) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, pp. 107-291.

「キリスト紀元 1270 年、善王ルイはチュニスに旅立つ前に本法例集を編纂し、フランスの全土の国王裁判所に命じた。本法令集は提起されたすべての紛争に国王裁判所のすべての裁判官がいかに対処し、判断し、終結させるか、また王国とアンジューおよび領主裁判所の慣習、領主の家臣騎士と町民に対する徴税について教示するものである。本法例集は、フランス王国においてすべての紛争において遵守されてきた既存の法令、カノン法 (des Canons)、ローマ教会の教令 (des Decretales) との整合性について有識者と善良な聖職者の助言を得ている。原告と被告は本法令集に基づいて主張する。以下に詳細を述べる。」

「神の恩寵によりフランス王ルイは王領と封建領主領の全キリスト教徒住民および現在と将来ここに来る者に告げる。悪意と欺瞞が人びとの間にはびこり、神のご意思とご命令に反する者やその他の罪を犯する者、イエズスの審判を知らない者がいる。王が望むことは臣民が忠実かつ平穩に生き、他人に意を払い、裁判所の規律を守り財産の喪失を怖れることである。厳格な法と裁判により、悪者を一掃し、防止するため、王はすべての正しき審判者である神の保護を求め、この法令を命じ、全ての王国裁判所、封建裁判所がこれによることを命ずる」

この『法令集』は第 1 編 168 項と第 2 編 42 項で構成されている (異説もある⁽⁴⁰⁾)。第 1 編はパリの下級裁判所の裁判手続とトゥレーヌ・アンジューの実体慣習法を列挙し、第 2 編はオルレアンの裁判手続を並べている⁽⁴¹⁾。

(40) この『法令集』の近代語訳は第 1 編 168 項とする (Athanase Jean Léger Jourdan, François-André Isambert, Alphonse Honoré Taillandiert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, Tome II, 1821, pp. 361-643)。ドウ・カンジュ侯の著書は第 1 編を 166 項としている (Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, Troisième partie, p. 22 を参照)。エイクハースト教授は (1938-) による英訳は、第 1 編 175 項目、第 2 編 38 項目としている (Frank Ronald Powell Akehurst, *op. cit.*, note 27)。

第 1 編第 1 章は国王代官の監督を受けるプレヴォの裁判手続を、同第 2 章は裁判決闘の禁止、同第 3 章は殺人の告発に関する証拠提出、同第 4 章は地方領主の上級裁判権、同第 5 章は農奴身分に関する訴え、同第 6 章は判決を誤った場合、同第 7 章は偽証について定める。その後、トゥレーヌ・アンジュー地方の実体慣習法を列挙して、第 1 編第 8 章からは貴族 (*gentilhomme*) の生前贈与・相続を取り上げ、とくに婦女子の相続、寡婦資産の扱い、寡婦の遺産管理権限など、家産の継承が重大の課題であった時代を反映した規定が続いている。さらに同第 26 章からは不審者の処罰、殺人などの刑事事案の罰について定め、同第 47 章以下で貴族・領主の権限に及び、規定の順序配列に目立った一貫性は見られない。

第 2 編はオルレアン慣行に基づいており、同第 1 章は「司法とは各人にその権利を認める意思である」とし、同第 2 章は訴え (*requerre*)、同第 3 章は王を相手とする訴え、同第 4 章は強制執行に関する規定など手続規定が列挙され、第 1 編のような実体規定は見られない。

モンテスキューはその著書の第 28 編 37 章で本書を取り上げて、この法令集を「一般法典集成 (*la compilation est un code général*)」であるとし、「遺言または生前贈与による財産処分、嫁資・寡婦資産、封土の利益と権利などの民事事案と刑事事案」を定めていると述べている⁽⁴²⁾。

上記の序文の冒頭や『法令集』という呼称をそのまま認めて、本法令集を王の命令であるとする意見もあるが⁽⁴³⁾、序文の冒頭にはこの法令集が「カノン法 (*des Canons*)、ローマ教会の教令 (*des Decretales*) との整合性」をもって編纂されたとしている点について、19 世紀前半にデュパン弁護士 (1783-1865) は王令でカノン法や教皇の教令が引用された例はなく、これは「王令」(*ordonnance*) ではなく、法令の注釈 (*un ouvrage sur les Établissements*) であって、「ルイ 9 世がこの編著を開始したが、その後継者のだれかが完成し」、こ

(41) Frank Ronald Powell Akehurst, *op. cit.*, note 27, introduction xxii, xxiii-xxxviii...

(42) Montesquieu, *op. cit.*, note 34, Livre XXVIII, Chapitre XXXVII.

れを聖ルイ法令集と名付けたとしている⁽⁴⁴⁾。現在はこの意見が多数である⁽⁴⁵⁾。

- (43) 議論の発端はドゥ・ナンジスの『ルイ9世年代記』にルイ9世が1269年に第八次十字軍として聖地回復に発ち (pro recuperatis Terrae Sanctae mense martio)、1270年8月に遠征先のチュニス近郊カルタゴで没したと書いたことである (*Histoire de Saint Louis par Jehan Sire de Joinville, Les annales de son regne par Guillaume de nangis et Sa vie et ses miracles par le confesseur ed la reine Marguerite*, 1761, pp. 163- 287)。ルイ9世が1270年8月25日に亡くなったことは確かなので、1269年3月に出発したとすると、1270年に王はフランス国内に滞在していないので、法令集を発することができないことになる。早くは1668年のドゥ・カンジュ侯の注釈書は「この法令集は、背表紙に『王国の藩主衆と法律博士によって最高法院において命じられ、確認されたフランス法令集』と書かれてはいる」が、「この法令集が法規範としての効力を得るために高等法院において確かに聖ルイによって発せられたか不明」としている。ドゥ・ナンジスが書いたように1269年中に出発したとすると、1270年にルイ9世が法令を発したとするには無理があるとしている (Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, Troisième partie, Préface)。ドゥ・ロリエール弁護士は「聖ルイが二度目の十字軍遠征に発った日を1269年の祝日 (6月29日) の次の水曜 (le mardy après la feste de St Pierre & de St Paul de l'année 1269) とする者が多いが、1270年6月付けで聖堂騎士団が聖ルイとサン・ジル (St Gilles) の物件について南仏エーグモルトで交わした書簡が御文書 (trésor de charte) にあるから、ドゥ・ナンジスの記述は誤りであって、法令集はたしかに1270年に出された」と書いている (Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, p. 107)。デュパン弁護士は、ルイ9世の遺書に1269年2月の日付があり、その後の8月に出立したとすれば、当時は復活祭が年初であるから、2月は年末なので、出立は1270年のことになると説明している (André Marie Jean Jacques Dupin, *Profession d'avocat*, Volume 2, 1832, pp. 689-690)。パリ高等法院予審部長エノーは1768年に「聖ルイ法令集の名で知られる一般慣習法 (Coutumes générales) はその中で聖ルイが前任者の法規範と王自身が発した複数の法規範を編集し、二回目に十字軍に発つ少し前に一種の法典 (code) として成立した」としている (Charles-Jean-François Hénault d'Armoresan, *op. cit.*, note 35, p. 201)。1770年のヴェリ師 (1709-1759) のフランス史は、1270年に成立したという記述に特段の疑問を呈していない (Abbé Paul-François Velly, *Histoire de France depuis l'établissement de la monarrchie jusqu'à Louy XIV*, Tome III, 1770, p. 271)。

- (44) André Marie Jean Jacques Dupin, *Profession d'avocat*, Tome II, 5ème éd., 1832, pp. 686-702.

2 法学者と修道士の役割

(1) ローマ法学者

ドゥ・フォンテヌの『友への助言集』は王の命により王太子の教本として編纂されている。これは王とはまずもって裁判官であったからである。

17 世紀後半にルイ 14 世の顧問を務め、財務官も務めたドゥ・カンジュ侯 (1610-1688)⁽⁴⁶⁾ は、当時仕えた国王ルイ 14 世に献じた著書の序文に「ご高承のとおり、裁判と偉大な王とは不即不離の関係にあり、王は高等法院を指揮するだけではなく、聖なる法廷に臨み、臣民の訴えを聞くため法廷に向か

(45) モンテスキューは『法の精神』で「『聖ルイ法令集』は忘却の彼方」と題して、「法令集として知られるこの法典はその序文の記述に反して、王国全土では適用されなかった」とした後に、「法令集を発令することは問題を生じる可能性があり、(十字軍遠征中の) 王が不在の間に行うことができたか」と書いている (Montesquieu, *op. cit.*, note 34, Livre XXVIII, Chapitre XXXVII)。ヴィオレ弁護士 (1840-1914) は、「1272 年の万聖節から 1273 年 6 月 19 日までの間」にオルレ안의法学校の関係者が編纂したもの推測し (Paul Viollet, *Les sources des établissements de saint Louis In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 21^e année, N. 1, 1877. pp. 95-97)、またルイ 9 世の後継のフィリップ 3 世 (Philippe III, 1245-1285, 在位: 1270-1285) が 1272 年末に法院に法令を出し、決定していることを理由とする (Paul Viollet, *Établissement de saint Louis Tome 1*, 1881, introduction p. 2)。エスマン教授もヴィオレ教授の意見に賛成し、ルイ 9 世の没後の 1272 年頃に王の官吏が作成したものとし (Adhémar Esmein, *op. cit.*, note 23, p. 725)、オリヴィエ＝マルタン教授も「1270 年に作成された」という法令集の序文は後世追加されたものであるとして、この法令集を「私的な著作、即ち、慣習法書であって、その不明の著者が偽文 (序文) を書いて王の権威下に置いた」ものであり、「アンジューおよびトゥレヌの慣習に関する慣習法書、他はオルレアネの慣行に関する慣習法書を、二巻にして並置し」、「著者は、諸大学に自身の学問を誇示するために、ローマ法及び教会法のテキストをこの著作に無暗と詰め込んでいる」と評している (オリヴィエ＝マルタン (塙浩訳)・注 13、179 頁 (Olivier-Martin, *op. cit.*, note 13, no 83))。

(46) ドゥ・カンジュ侯 (Charles du Fresne, sieur du Cange, 1610-1688) は北フランス・パ・ドゥ・カレ地方の出身で、オルレアン大学で法学を修めた。弁護士であり、フランス財務局にも努め多くの著作がある。

う。・・・裁判を行うことは君主の役割であり、君主は臣民を慈しむ (*la tendresse pour ses sujets*)」と書いて、ルイ 14 世にルイ 9 世の先例に倣うように進言している⁽⁴⁷⁾。オリヴィエ＝マルタン教授は「13 世紀の王は、先ずもって、裁判官であり、これの本質的機能は、各人に厳正な裁判を為すことによって、王国内の平和を維持することである」としている⁽⁴⁸⁾。イレール教授 (1927-) は「13 世紀にカペ王朝が強力になったのは、先ずもって司法権を固め、主権を明らかにしたためである。王は第一に裁きをする王 (*roi justicier*) であり、臣民それぞれに正義を約し、ルイ 9 世はそれに没頭した。封建制の名残りである宮廷で自身の任務として司法権を行使した。ローマ法・カノン法を修めた聖職者、家臣、顧問に囲まれ、それ以降ますます重きをなした」としている⁽⁴⁹⁾。地方で生じた紛争はまず各地の代官が第一審として裁判をするが、これに不満があれば王の法廷に上訴することになる。王とは単に地方の代官の裁判を監督するだけでなく、自ら法廷に赴き裁判に当たらなければならないからである。

裁判する王としてのルイ 9 世を、その同時代人であり、シャンパーニュ地方の国王代官 (*sénéchal*) を務めた後、王の近習として十字軍に同行したジャン・ドゥ・ジョアンヴィル (*Jean de Joinville, 1224-1317*)⁽⁵⁰⁾ の 1305 年『ルイ 9 世年代記』 (*Histoire et chronique du tres chrestien Roy Saint Loys, IX*) は次の

(47) Charles du Fresne, sieur du Cange, *op. cit.*, note 22, Première partie, préface et epistre.

(48) オリヴィエ＝マルタン (塙浩訳)・注 13、155 頁、328 頁 (*Olivier-Martin, op. cit.*, note 13, no. 78, 160)。同教授はさらに、聖ルイの時代以降「諸種の組織的社会集団を超えた存在である王は、王国および教会を防衛し、彼の臣民の間に均衡と平和とを『正しき統治によりて』維持する使命を負う。彼は自身でこの使命を担い、そして、その全責任は彼に帰する。しかし、彼はそれを単独で担うのではない。聖ルイのその息に対する教訓集が云うように、『賢人衆の助言により』または『良き衆の賢明なる助言により』、即ち、有能で誠実な顧問衆に取り巻かれて、王は、行為すべきであり、また、現に整然と行為している」とする。

(49) Jean Hilaire, Saint Louis, souverain, juge et homme d'État, in: *Académie des Sciences et Lettres de Montpellier*, 5 mars 2012.

ように描いている。

「国王聖ルイはミサに臨んだあとヴァンセヌの森に入り、櫛の根元に座り、わたくし（ジョアンヴィル）のほか近習を侍らせ、事件の当事者が王に申し立てるのを咎めなかった。当事者が口々に大声で申し立て終わると、王は言った『友よ、静かに、一件一件決着させるから』。そしてピエール・ドゥ・フォンテヌ（Pierre de Fontaine, Petrus Fontanus, ?-1267?）とジョフロア・ドゥ・ヴィレット（Geoffroy de Vilette, Gaufridus de Villeta, 生没年不詳）を請じ、『この事案を解決せよ』と命じた。」⁽⁵¹⁾

ここにあるピエール・ドゥ・フォンテヌとは上記の『友への助言集』の編者である。王は法律と裁判手続に精通した官吏を周囲に配したのである。

(50) ジャン・ドゥ・ジョアンヴィルはシャンパーニュ伯領の代官（sénéchal）を務める有力貴族の家系で、父シモン（Simon de Joinville, 1175-1233）は、シャンパーニュ伯ティボー4世（ナヴァール王ティボー1世でもある。Thibaut Ier de Navarre, Thibaut IV de Champagne, 1201-1253）に仕え、父の死後、ジャンはシャンパーニュ伯代官の職を継承した。1241年には伯に帯同して聖ルイに参内し、1247年には第七次十字軍に王とともに遠征、1250年に北アフリカ・マンスーラで王とともに捕虜になり、解放交渉の末、1254年に帰国、その後も王の顧問として長く仕えた。ルイ9世は1297年にローマ教会から聖別されているが、これにはドゥ・ジョアンヴィルの証言が役立ったとされている。ドゥ・ジョアンヴィルにとってシャンパーニュ伯は君主であり、主君である同伯ティボー4世の娘のジャンヌ・ドゥ・ナヴァール（Jeanne de Navarre, 1273-1305）が1284年8月16日に当時の国王のフィリップ3世（Philippe III, 1245-1285, 在位：1270-1285）の次男フィリップと婚姻した。配偶者フィリップは長兄ルイ（Louis, 1264-1276）が早世したため、1285年の父王の死後、王位を継承し、フィリップ4世として王位を継ぎ、ジャンヌは王妃となり、1299年頃、ジャンヌは父の伯領の代官であったドゥ・ジョアンヴィル（当時70代の老年）に王太子ルイ（Louis X, 1289-1316, 在位：1314-1316）のための君主の教本として「ルイ9世年代記」を執筆するように命じ、ジャンヌの死後1305年頃に完成した。12、13世紀に多く書かれた「君主鏡」（*mirroir des princes*）のひとつとされている（Christopher Lucken, *L'Évangile du roi : Joinville, témoin et auteur de la Vie de Saint Louis*. In: *Annales. Histoire, Sciences Sociales*. 56^e année, N. 2, 2001. pp. 445-467）。

ドゥ・フォンテヌは当時唯一のローマ法学の教育拠点であったオルレアン法学校 (l'école du droit d'Orléans) でローマ法学を学び、1251年にサン・トメールのプレヴォとなり、その後ヴェルマンドア代官となり、1253年11月退任し、1255年には王に仕えて何件かの事案を処理し、1258年には王の顧問官 (conseil du roi) を務めた。もうひとりのジョフロア・ドゥ・ヴィレットの教育歴は不明ではあるが、1262年にトゥレーヌの国王代官であったとされ、1265年と1267年にパリ高等法院に列席し、1266年に聖ルイとボーモン子爵、ジラルル・シャボ (Girard Chabot) 間の合意条件の書面化を託され、1268年にパリ高等法院に座し、またヴェニス特使にもなったとされている⁽⁵²⁾。ドゥ・フォンテヌとドゥ・ヴィレットは王の側近の顧問官 (conseiller) として仕えた。

ドゥ・フォンテヌの司法行政手腕について、ドゥジュエ助教授が説明している。すなわちドゥ・フォンテヌの任地ヴェルマンドア区の主邑のサン・カンタン (Saint Quentin) は12世紀から13世紀末に人口が急増して1万人に達し、「この町が一種の『裁判実験室』 (laboratoire juridique) となり、ドゥ・フォンテヌを先頭に法律専門家が慣習法とローマ法およびあたらしい裁判手続の融合を模索し、1229年から教会判事裁判所 (officialité) が始めたローマ法・カノン法手続とルイ9世の裁判決闘禁止等の王令に影響され」、「『法の実験室』になった」という⁽⁵³⁾。こうしたドゥ・フォンテヌの業績を評価して、ル

(51) *Histoire de Saint Louis par JehanSire de Joinville, etc., op. cit., note 43, p. 14; Charles du Fresne, sieur du Cange, op. cit., note 22, Première partie, pp. 12,13.* オリヴィエ＝マルタン教授は「ジョワンヴィルの語るところによれば、王に訴えを為す全人に、王が、パリなる宮殿の庭でまたはヴァンセンヌの櫛の木の下で裁判を為すのに熱していた熱情を、全人が知っている」と書いている (オリヴィエ＝マルタン (埴浩訳)・注13、326頁 (Olivier-Martin, *op. cit.*, note 13, no. 159))。

(52) ドゥ・ヴィレットについてのドゥリル博士の説明は短く、1271年にパリ高等法院でアンジュー地方に派遣され、サン・ロ・ダンジェ (Saint-Lô d'Angers) の教会が被った損害の調査にあたったと述べている (Léopold Delisle, *op. cit.*, note 22, p. 162)。

(53) Marie Dejoux, *op. cit.*, note 10, p. 70.

イ 9 世は王太子のために裁判手続に関する書の編集を命じたものと思われる。

ローマ法教育は 12 世紀半ばにボローニャで始まった。法学者ジャン・ドゥ・ブラノ (Jean de Blanot, Joannes de Blanosco, 1230-1281) は「王は王国における最高権力者であり、世俗の事項について王に勝る権力者はない」としてカペ朝の君主権を正統化したが⁽⁵⁴⁾、ボローニャでカノン法とローマ法を修めた。フランスでのローマ法教育は、教皇グレゴリウス 9 世 (Gregorius IX, 1143?-1241, 在位: 1227-1241) が 1235 年 1 月 17 日にオルレアンでの教育を許可したことに始まり、その後「法学教育においてイタリア国外でボローニャの最大のライバルはオルレアンであった」と評されている⁽⁵⁵⁾。ドゥ・フォンテヌはオルレアンに学んでいる。ファヴィエ教授はドゥ・フォンテヌをルイ 9 世にとっての最側近の法律問題顧問、史上最初の法学者 (légisite)、パリ高等法院 (Parlement) の組織者のひとり、「十字軍で王不在の間、王に代わって裁判を主宰し」、その『助言集』を慣習法に基づく判例とローマ法、カノン法を総合したものであると評している⁽⁵⁶⁾。

代官職を歴任したボマノワールの教育歴はよく分からない。父が代官職にあり、裁判手続に早くからなじんだとし、国立図書館ボルディエ司書 (1817-

(54) ドゥ・ブラノは 1250 年頃にボローニャ大学でカノン法とローマ法を修め、その後ブルゴーニュ公ユーグ (Hugues IV, 1213-1272) の法律顧問を務めた。1256 年に『ユスティニアヌス法典法学提要』を出し、その註釈に "Rex Franciæ in regno suo princeps est, nam in temporalibus superiorem non recognoscit." と記した (Jean de Blanot, *Libellus super titulo Institutionum de actionibus*)。

(55) Robert Feenstra, *L'école de droit d'Orléans au treizième siècle et son rayonnement dans l'Europe médiévale*, in: *Revue d'histoire des facultés de droit et de la science juridique*, 13, 1992, pp. 23-41)。フィリップ 4 世は 1312 年 7 月にオルレアンにおける民事世俗法とカノン法の研究を奨励する王令を出しているが、この王令が発せられる以前から、フランス中世の法学研究の中心はソルボンヌではなくオルレアンであった (*De la lecture des livres françois*, Tome V, 1783, pp. 259-261)。

(56) Jean Favier, *op. cit.*, note 24, pp. 425, 565.

1888) は「自ら備わった明晰かつ公正な知性により、ボマノワールは裁判実務に習熟した」と書いている⁽⁵⁷⁾。

ルイ 9 世が各地に派遣した尋問官の過半は次に述べる托鉢修道会士であるが、パリ大学に学んだ者も多く (Étienne de Lorris, Gui Foucois, Guillaume de Bussy, Guillaume de Vaugrigneuse, Jean de la Porte, Pierre de Mincy)、ルイ 9 世の遺言執行役 (Philippe de Chaourse) も見られる。とくにギ・フコア (Gui Foucois, Guido Fulcodii, 1200/05-1268) は特異な人物である。フコアはパリ大学に学び、1234 年頃にはすでに法学者としてボケール地方の事案に関与し、1254-57 年、ボケール・カルカッソンヌに尋問官として派遣され、1256 年 11 月にはルイ 9 世の求めで仲裁役を務め、1258 年にルイ 9 世から尋問官として再度、南仏に派遣されている。その後、1265 年 2 月に教皇クレメンス 4 世 (Clément IV, 在位: 1265-1268) に就任した。この教皇はフランシスコ修道会に近かったとされている⁽⁵⁸⁾。フコアとともに派遣されたアンリ・ドゥ・ヴェズレイ (Henri de Vézelay) は後に高等法院に入り、王の尚書長を務め、ラオ

(57) ボマノワールの父は、ルイ 9 世の弟アルトア伯ロベール (Robert Ier d'Artois, 1216-1250) の領地ガティネ (Gâtinais) の代官を務めた。ボルディエ司書は、ボマノワールの生年を 1246 年または 1247 年初と想定し、青年時代にイングランド・スコットランドを旅し、詩 (Blonde d'Oxford, Manekine) を残し、1262 年ころにサン・ドニ修道院で教育されたこと、1265 年の父の死後、1267 年に相続して、父の名籍を継承したこと、まずナントゥイユのプレヴォを務め、1273 年にはサンリスの裁判を指揮していること、1279 年 5 月から 1282 年 5 月までボヴェジのクレルモン代官を務め、退官して『ボヴェジ慣習法』の編纂に集中し、1284 年 11 月、ポアトゥ代官を拜命し、その後もサントンジユ、ヴェルマンドアなどの代官を務めたとしているが、法律の教育について記述していない。なおパリの北のコンピエーニュ (Compiègne) にルイ 9 世がドミニコ会に与えた土地に 1254 年に教会 (現存していない) が建てられ、ボマノワールが通ったこと、その墓があることを記している (Henri-Léonard Bordier, *Philippe de Rémi, Sire de Beaumanoir, jurisconsulte et poète national du Beauvaisis 1246-1296*, 1869, pp. 21-57)。ここにもルイ 9 世と托鉢修道会との関係がある。

(58) Marie Dejoux, *op. cit.*, note 10, pp. 86-93, 219-272 et Catalogue prosopographique des enquêteurs-réparateurs de Louis IX.

ン大司教になり、王の尚書長を務め、同じくフィリップ・ドゥ・シャウルス (Philippe de Chaourse, ?-1281) は高等法院に努めた⁽⁵⁹⁾。

ルイ 9 世から 2 代後のフィリップ 4 世の周囲のドゥ・マリニ (Enguerrand de Marigny, 1260?-1315)、ドゥ・ノガレ (Guillaume de Nogaret, 1260-1313)、ピエール・フロト (Pierre Flotte, ?-1302)、ピエール・デュボア (Pierre Dubois, 1250/55-1320/21) などをとくに「法学者」(légistes) と呼ぶが⁽⁶⁰⁾、ドゥ・フォンテヌなどルイ 9 世の裁判実務に習熟した学者はその先駆者である。

(2) 托鉢修道会士

前記の通り、1254 年の『風俗改革王令』は王が派遣した尋問官の市井実態調査に基づいている。1247 年の第一回の派遣に尋問官として起用されたのは四人とも托鉢修道会士であり、さらにこの年アラス、ノルマンディー、トゥール、アンジェなどに派遣され、ここでも托鉢修道会士が起用され、その後も多くの托鉢修道会士が起用・派遣されている⁽⁶¹⁾。

リシャール教授 (1921-) は「十字軍に発つ前に王が不正行為の撲滅を約したことを実践するために 1247 年の市井実態調査に動員された者の中にルイ 9 世はいつも托鉢修道会士を加えたが、これはなぜかという問題がある。托鉢修道会士はもっぱら倫理的な専門家であったのではないか」としている⁽⁶²⁾。

托鉢修道会とは、聖フランチェスコ (François d'Assise, 1182-1226) が始め、1210 年に教皇インノケンティウス 3 世 (Innocent III, 1160-1216, 在位: 1198-1216) が認めた「小さき兄弟団」(Ordo Fratrum Minorum, les frères mineurs)

(59) アンリ・ドゥ・ヴェズレは 1261 年にイングランドへの特使に任じられ、1270 年にはフィリップ・ドゥ・シャウルスとともにルイ 9 世から遺言執行役を命じられた (Léopold Delisle, *Visites pastorales de maître Henri de Vezelai, archidiacre d'Hiémois, en 1267 et 1268..* In: *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1893, tome 54. pp. 457-467)。

(60) Jean Favier, *Les légistes et le gouvernement de Philippe le Bel*, In: *Journal des Savants*, Année 1969, no 2, pp. 92-108.

と聖ドミニコ (Dominique Nuñez de Guzman, 1170-1221) が始め、1216年に教皇オノリウス3世 (Honorius III, ?-1227, 在位: 1216-1227) が認めた「説教者修道会」(Ordo fratrum Praedicatorum, les frères prêcheurs) をいい、13世紀半ばにパリ大学⁽⁶³⁾の講座に進出していた。ドミニコ会士アルベルトゥス・マグヌス (Albert le Grand, 1206-1280) はアリストテレス倫理学を学び、1245年同大学講師 (Maître de l'Université) となり、その弟子で同じ会のトマス・アクィナス (Thomas d'Aquin, 1224/5-1274) は倫理学を深めし、同大学で講師となり、その弟子アエギディウス・ロマヌス (Aegidius Colonna, Egidio Colonna, Gilles de Rome, Gile de Romme, 1247-1316) はフィリップ4世に君主の統治を教えた。ボナヴェントゥラ (Bonaventure, 1217/21-1274) は1240年代に同大学に学んだフランシスコ会士である。

王がとくにこの会士を選んだことには複数の要因があると思われる。

最も重要な点は、聖トマに顕著であるが、托鉢修道会の教えが君主の統治の原理を「共通の利益」(pour le commun pourfit du royaume) としていること

-
- (61) ドウジュー助教授の著書に付された「尋問官人事録」は念入りに尋問官を個々に紹介している (Marie Dejoux, *op. cit.*, note 10, pp. 86-93, 219-272 et Catalogue prosopographique des enquêteurs-réparateurs de Louis IX)。初回の派遣尋問官として Jean de Saint Leu (ou Saint Loup), Nicolas de Troyes, Pierre Chotard, Thibaud de Coulommiers の名が伝わっている。ニコラ・ドゥ・トロアはフランシスコ会士で、トロアの教会判事・司教 (un official de Troyes et l'évêque) とも言われている。他の三人の名の生没年、生涯、功績などは不明。第二回の1247年のアラスなどへの派遣には Gilles de Gerlin, Robert de la Bassée (以上フランシスコ会士)、Guillaume de Séguin, Hugues d'Yerres (以上、ドミニコ会士)、Jean de Fauquembergues (修道士) などが起用された。そのほか、フランスシスコ会士 (Gilles de Gerlin, Pierre de Valenciennes, Robert de la Bassée など)、ドミニコ会士 (Adam de Saint-Riquier, Geoffroi Tribuel, Guillaume de Séguin など) が起用されている。
- (62) Jean Richard, *Les conseillers de saint Louis: Des grands barons aux premiers légistes : au point de rencontre de deux droits*, in: *À l'ombre du pouvoir*, 2003, pp.135-147.
- (63) ただし教皇オノリウス (Honorius III, 1150-1227, 在位: 1216-1227) は、1219年にパリ大学でのローマ法の講義を禁じている。

である⁽⁶⁴⁾。ボマノワールも『ボヴェジ慣習法』に「王が共通利益のために (*pour le commun pourfit*) 定める法令を代官は厳守しなければならない」と書いている⁽⁶⁵⁾。封建領主は領民を所有物のごとく扱ったが、封建制を克服してローマ教皇に代わる主権者となった王は、臣民に平和と安寧を保証しなければならなかった。かつて王は限られた王領の中をみずから巡回して実情を把握することができたが、ルイ 9 世の時代には王領は各地に広がり、各地の臣民の声が王まで届かなくなっており、当時、国王役人は職権を濫用し、臣民を不正に投獄して財産を没収する事例もあったので、実情の把握と改革を目指し、これが「共通の利益」を実現することであった⁽⁶⁶⁾。各地の封建領主が領主領を支配し、領内の紛争を領主が裁いていたが、各地領主領が王領に取り込まれた結果、王の司法権は急拡大していた⁽⁶⁷⁾。

そのほかにいくつかの副次的要因を考えることができる。ひとつは幼年期の教育である。アカデミーのヴィルヌーヴ＝バルジュモン会員 (1784-1850) は 1226 年に王位に就いたルイ 9 世に、摂政の母ブラーンシュが王の教育係として、アンリ・クレマン侯 (Henri Clément de Mez, ? -1265)、ジャン・ドゥ・ネル (Jean de Nesle)、北フランス・サンリス司教ゲラン (Chancelier Guérin, 1157-1227) とイタリア人騎士の四人を選んだと書いている。このなかのイタリア人騎士の名は伝わっていないが、「平和の神父」(*père pacifique*) の名が知られ、托鉢修道会士であったという。この騎士は王に過剰なほど「徳と知性および厳格であること」を教え、「『平和の神父』が托鉢修道会のいずれの会士かであったかは分からないが、ルイ 9 世が終生持ち続けた二つの托鉢修

(64) Bénédicte Sère (1973-), *Aristote et le bien commun au moyen âge: une histoire, une historiographie*, in: *Revue française d'histoire des idées politiques*, 2010, 2 (no 32), pp. 277-291.

(65) Philippe de Beaumanoir, *op. cit.*, note 26, Tome I, 1899, p.39.

(66) Louis Calorus-Barré, *La Grande Ordonnance de Réformation de 1254*, In: *Comptes rendue des séances de l'Académie des Inscriptioons et Velle-Lettres*, 117e année, N. 1, 1973, pp. 181-186. この調査結果は刊行されている (Léopold Delisle, *op. cit.*, note 22, pp. 1-358)。

(67) Marie Dejoux, *op. cit.*, note 10, p. 66.

道会への傾倒を説明する」と述べている⁽⁶⁸⁾。ルイ9世は、少年時代に托鉢修道会士から清貧と世俗の財産の超越を学んだと考えられる⁽⁶⁹⁾。

また近習ドゥ・ジョアンヴィルはルイ9世とある托鉢修道会士との会談の様子を書いている。1254年、第七次十字軍から海路、プロヴァンスのイエール(Hyères)に上陸したルイ9世がその足でフランシスコ会士のユーグ(Hugues de Digne, 1205?-1256?)と懇談した。ユーグの周囲には多くの男女が侍り、ユーグは王に「守るべき教えを説き、平和を望み、臣民のためを思うならば、正しくあらねばならない」と諭し、さらに「フランス王国では各人に正義を与えよ(bien administrer justice à chacun)、さすれば、王は平和と静穏の中で最期まで生きることができるであろう、神はフランス王国に不名誉や害を与えることはないと言った」とされている⁽⁷⁰⁾。同時代人のドゥ・ナンジスの『ルイ9世年代記』にも「アフリカから帰国したルイ9世は神への敬虔、臣民への公正、苦しむ者に救済、美德を」を旨とし、「王国の改良(amender l'esta de son royaume)と臣民の矯正(la correction de ses sujets)のため」、国王代官に公正であれと命じたと書いている⁽⁷¹⁾。遠征の教訓を言う意見はこのあとも見られる⁽⁷²⁾。またルイ9

(68) Louis François de Villeneuve-Bargemont (le Marquis de Villeneuve-Trans.), *Histoire de Saint Louis: roi de France*, Tome I, 1839, pp. 165-166.

(69) ルイ9世の後マルグリト・ドゥ・プロヴァンス(Marguerite de Provence, 1221-1295)は、その告解司祭ギヨーム・ドゥ・サン＝パトゥ(Guillaume de Saint-Pathus, 1250-1315)に亡きルイ9世を偲ぶ追想録(panégyrique)の記述を命じているが、この司祭はフランシスコ会士である(Guillaume de Saint-Pathus (confesseur de la reine Marguerite), *Vie de Saint Louis*, éd. par H.-François Delaborde, 1899, préface v-vi)。

(70) *Histoire de Saint Louis par JehanSire de Joinville, etc., op. cit.*, note 43, pp. 137-138. 歴史家ル・ゴフは「ユーグとの会話が聖ルイの人生に重大な足跡を残した」と書いている(Jacques Le Goff, *Saint Louis*, Paris, Gallimard, 1996, p. 213)。イレーン教授はイエールで王と会ったユーグは「王国の敬虔な民衆に正義を与えることに努めよ」と説き、王がさらに身を慎むようになったとしている(Jean Hilaire, *op. cit.*, note 49)。

(71) *Histoire de Saint Louis par JehanSire de Joinville, etc., op. cit.*, note 43, pp. 163-287 (とくに pp. 229-230)。

世はフランシスコ会士ジルベール・ドゥ・トゥルネ (Gilbert de Tournai, 1200-1284) に君主鏡鑑 (un miroir au Prince) の編集を命じ、『統治論』 (l'Eruditio Regum et Principum) が出ている。ローマ教会の権力には抵抗を示したルイ 9 世も清貧と無所有を主張する托鉢修道会には影響されたと考えられる⁽⁷³⁾。

また市井実態調査の手法自体、あらたな裁判手続に即したものであった。従来の封建制下での裁判が口頭による手続で、神判 (judicia dei, ordalie) や裁判決闘 (duel judiciaire) による弾劾的手続であったのに対し、書面と証拠に基づく対審的手続に変えていくためには、南仏の異端審問官 (inquisiteurs) を務めた托鉢修道会士の手腕が必要であったと考えられる。

さいごに

イレーン教授は「ルイ 9 世はその司法大改革によって、裁判を受ける者 (justiciables) の保障である厳格な手続を通じて国家の基盤を形成した」、「王の裁判手続が慣習法の保護者 (gardienne) であった」と述べている⁽⁷⁴⁾。ルイ 9 世の時代の『風俗改革王令』、『助言集』は裁判が主権者の権力行使であること、その行使が正当であるためには手続と実体について規範の成文化が必要であったことを教えている。王のこの作業を支えたのが、ローマ法を学んだ法学者であり、また現に代官として裁判実務に精通した高級官吏であり、

(72) 19 世紀スイスの自由主義的経済学者シスモンディ (Jean Simonde de Sismondi, 1773-1842) は、遠征から戻ったルイ 9 世が「王冠は単なる権威の象徴ではなく、王であることは公務である」とし、「臣民のために国内秩序と安全、富、臣民の富と啓明の発展に努めなければならないと自覚」し、国内が平穏うちに立法改革と不正の一掃のふたつの目標を達成するため、立法作業を開始し、12 月にパリに会議 (parlement) を招集し、民衆の不満の対象であった行政担当官の権限濫用と司法行政への不満の改革の王令を発した」と書いている (Jean Simonde de Sismondi, *Histoire des Français*, Tome VIII, 1826, pp. 11-18)。

(73) *Histoire de Saint Louis par JehanSire de Joinville, etc., op. cit., note 43, pp. 163- 287* (とくに pp. 229-230) .

(74) Jean Hilaire, *op. cit., note 49.*

さらに托鉢修道会士であった。

こうした法規範の成文化、裁判手続の改革はさらに社会的背景として、書面の利用の開始、農業等の生産性の向上と経済の発展、王国としての一体意識の醸成もある。

フランスでの公証証書は、王が任命する公証人が書面に王の印璽を押印することで成立するが、古文書学校のボティエ教授（1922-2010）は、王の下級裁判所であるパリ・シャトレ裁判所に印璽が登場するのは1230年ころであるとし、ルイ9世が即位したころはパリ周辺の北部に限られた王領が各地に拡大していき、「フランス北部では、証人の証言に訴えるため、とくに職業裁判官の証言を訴えるために公的な裁判所で当事者の宣言の様々な体系を生み出したゲルマン的、カロリング起源の制度があった。やがて前もって書面の証言が口頭の証言に代わったやがて教会または領主の権威を示す印璽の下での非訟裁判権が私的文書の真正の形式になり、フランスの特徴となり、中央集権化により国王の権威に取って代った。ここから代官管轄の区域などで王国の公証人が登場し」、「書面の役割がだんだん増えたが、これは同時に社会関係の発展・変化であり、書面により大きな信頼性を与える文書に与える新たな手段を有する必要性が生じた」としている⁽⁷⁵⁾。書面は裁判における証拠になり、公証証書であれば、最良の証拠である。ただしルイ9世の時代はまだ書面化が緒についたばかりで、ド・ロリエール弁護士は「ルイ9世の時代に書面化したのは、富裕な相応な人物の契約だけで、それ以外は書面化される

(75) ボティエ教授は「他方、当事者の意思の宣言はまず裁判所に対して行われ、町の、領主の教会の、公的道德的な権威の前で行われ、あるいはその代理人の前で、さまざまな形式がとられた。書面の記録、複数部数の私署証書、信頼できる場所への証書の供託、権威の一般記録書での登録私的証書のための記録や巻物に記述すること、印璽のある書面の交付などである。北中央ヨーロッパでは見られたものである」と書いている (Robert-Henri Bautier, *L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse*, in: *Congrès de la Commission internationale de diplomatique*, 1986, pp. 701-772)。

ことはなく、読み書きできるものが少なく、従って当時は、民事でも誓約または決闘裁判 (gages de batailles) によらざるをえなかった。他人のために保証したとき (plege ou caution)、保証人はその義務を負った」が、「その後、フランスでは記述能力が普及した」と説明している⁽⁷⁶⁾。

次に、経済取引の発展を挙げることができる。ルイ 9 世はパリ・プレヴォのエチエンヌ・ボワロー (Étienne Boileau, 1200/10-1270) に命じ、1268 年頃に『職業団体総覧』 (Établissement ou livre des métiers) を編集させた⁽⁷⁷⁾。職業団体を形成する 100 以上が掲載されている。1830 年の『フランス財政史』は「それまで無政府状態で息切れ状態であった手工業をルイ 9 世は督励し、産業を奨励することに意を払った。王は一種の団体 (confrerie) として職業組合を設け、熟練工には若輩人の修養」を委ねたとしている⁽⁷⁸⁾。

フランス国民としての一体感の醸成としては、十字軍の遠征や北のフランドル、南西のイングランド領での戦闘もあるが、そのほかに王と臣民の直接の関係の形成もある。

すでにフィリップ 2 世の 1190 年の指示書の第 1 項は「国王代官 (baillis) は 4 人の知識人と二人の著名人を選び、その諮問ないし少なくとも二人の同意なしに都市 (villes) に関して判断してはならない、パリは王が 6 人を指名する」と定めた。都市の代表者 (députés des villes) が四半期ごとにパリに上り、女王とランス大司教が参列する場で都市の運営と問題を報告し、またパリの代表は摂政、国璽官の出席する会議にも出たとされている。ルイ 9 世は改革王令発布のために民衆の不平不満を調査させ、さらに 1262 年に発した貨幣王

(76) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.*, note 6, p. 207.

(77) Caroline Bourlet, Le Livre des métiers dit d'Étienne Boileau et la lente mise en place d'une législation écrite du travail à Paris (fin xiii^e-début xiv^e siècle), in: *Médiéval*, no 69, autonome 2015, pp. 19-47.

(78) Antoine Bailly, *Histoire financière de la France depuis l'origine de la monarchie jusqu'à la fin de 1786*, Tome 1er, 1830, p. 60.

令にはパリ、プロヴァン、オルレアン、サンス、ラオンの二、三人の富裕市民が王との協議の証しに署名した⁽⁷⁹⁾。13世紀前半までは各地封建領主が領主領を有し、行政司法徴税権を独占したが、民衆の間に一封建領主領の領民ではなく、フランス王の臣民としての一体感が醸成されつつあった。さらに農奴の解放を加えることができる。フランス法制史家ジュオン・デ・ロングレイ教授(1892-1975)は「13世紀中には農奴階級が消滅し」、「当時のフランス社会は、あたらしい経済体制の形成で変化しており、貨幣が流通し始め、商業発展によって都市化が進み、都市人口の増加で農村人口が減少した。農民のなかにも領主の拘束をのがれ、思いがけず富を得る機会が開かれたのである。当時の政治的状況がこうした農民の解放を後押しした」と書いている⁽⁸⁰⁾。ムーア教授(1941-)は13世紀には一種の「国民国家」(États-nations)が形成され、これがルイ9世による『風俗改革王令』などの理性の支配(le triomphe de la raison)を生み、また「賦役と自然産物による支払いから貨幣による支払いへの変化、口頭の手続から書面手続への変化が社会組織と経済の基本的転換を表現している」としている。

さらにムーア教授は「学術のある者(lettré)」が王の統治を支えたと続けている⁽⁸¹⁾。13世紀の法規範の成文化は統治の合理化であり、臣民の共通の利益を代表する王とその下で理性に基づき体系化した法学者の事業であった。

(79) Henri Martin, *Histoire de France depuis le temps les plus reculés jusqu'en 1789*, Tome V, Nouvelle éd., 1839, p. 560; Édgard Boutaric, *Les premiers états généraux (1302-1314)*, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1860, Tome 21, p. 4.

(80) Frédéric-Marie-Denys-Georges Joüon des Longrais, *op. cit.*, note 3, p. 225. また19世紀の歴史家カプフィグ(1798-1872)は封建制は自由民と農奴という身分制に支えられたとし、「農奴は『猟場の獣、生簀の魚、籠の鳥』の扱いで、賦役(glèbe)に縛られ、土地の付属物視された」が、「キリスト教と地方慣習法が農奴の保護を唱えた」としている(Jean Baptiste Capefigue, *Histoire constitutionnelle et administrative de la France*, deuxième éd., Tome I (1223-1483), 1831, pp. 24, 44, 47)。

(81) Robert I. Moore, *La persecution: Sa formation en Europe Xe - XIIIe siècle*, 1991, pp. 164-165.